



平成 28 年 8 月

## 提案箱のご意見に対する病院からのご連絡

数多くのご意見、ご感想をお寄せいただきありがとうございました。ここに、ご意見についての実施状況または回答をご報告申し上げます。

### 皆さまからのご意見

外科の手術を受けて外来通院中です。支払い時に受け取る診療明細書に『医学管理』という項目がありますが、具体的にどういった内容なのでしょう  
か？

### 当院の対応

医科診療報酬点数表（厚生労働省が定めるもの）に掲載されている“医学管理”の項目は、約 50 種類以上もあり細かく分類されています。“医学管理”とは、『手術や薬を処方するといったものではなく、医師が治療計画に基づく病気の経過管理や病気について患者様に理解していただくよう指導すること』をいいます。例えば、臓器移植後の免疫抑制剤を処方している患者さんには、投与薬剤の血中濃度を測定し、その結果に基づき薬剤の投与量を管理しております。この場合、特定薬剤治療管理料という指導管理料を算定できます。これは一例です。残念ながら、ご質問内容からは、どの項目に該当するのか分かりかねますので、詳細を説明することができません。

お手数ですが、受付にてお問い合わせをいただければ、指導管理料の内容をお伝えいたします。遠慮なくお申し出いただきますようお願いいたします。状況にもよりますが、ご希望の際は受付スタッフまでお申し付けください。



公益財団法人 大原記念倉敷中央医療機構

倉敷中央病院

